

# 恒春ノ郷デイサービスセンター

## (横浜市通所介護相当サービスを含む)

### 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(横浜市指定 第1473600128号)

当事業所（施設）はご利用者に対して通所介護サービスを提供します。事業所（施設）の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象です。  
尚、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

#### ◇◆目次◆◇

1. 事業所（法人）の概要	2
2. 事業所（施設）名所及び所在地	2
3. 目的及び運営方針	2
4. 施設の概要	2
5. 営業日及び営業時間、サービス提供地域	3
6. 提供するサービス内容	4
7. 利用料	4
8. 利用料等のお支払	5
9. 緊急時の対応	5
10. 苦情等相談窓口	6
11. 非常災害時の対策	6
12. 秘密の保持及び個人情報の保護	6
13. 事故発生防止について	7
14. 身体拘束その他行動制限の禁止	7
15. 施設利用にあたっての留意事項	7
16. 運営規定に定められたその他の費用	8
<付属・利用料の目安>	

## 1. 事業者（法人）の概要

名 称	社会福祉法人 親善福祉協会
所在地	横浜市泉区西が岡 1-28-1
代表者名	理事長 水 地 啓 子
電話番号	045 (813) 0221

## 2. 事業所（施設）名称及び所在地

名 称	恒春ノ郷デイサービスセンター
所在地	横浜市泉区西が岡 1-30-1
電話番号	045 (813) 0008
管理者名	平 野 貴 之
事業所番号	神奈川県 第1473600128号

## 3. 目的及び運営方針

### (1) 目 的

恒春ノ郷デイサービスセンターは、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービスを提供します。

### (2) 運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供します。
- ② 通所介護サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- ④ 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

ア 採用時研修 採用後 6 か月以内

イ 定期研修

## 4. 施設の概要

### (1) 構造等

構造階数	鉄筋コンクリート造 地上2階建
延べ床面積	4,674.36 m <sup>2</sup>

(2) 定員

種 別	利用定員
恒春ノ郷デイサービスセンター 通所介護 横浜市通所介護相当サービス	25名

(3) 主な設備

種別	面積等	
通所者用機能訓練室	126.40 m <sup>2</sup>	
通所者用デイルーム	158.00 m <sup>2</sup>	
浴 室	36.07 m <sup>2</sup>	一般浴・リフト浴

(4) 職員配置

職種	人数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
生活相談員	3	1	2		
看護職員	3		1		2
介護職員	10		2	8	
機能訓練指導員 (理学療法士・看護職員 等)	4		1		3
運転員	4			3	1
合計	25	1	7	11	6

(5) 職員の勤務体制

従業員の勤務する始業及び終業時間は次のとおりです。

始業8:00～終業18:00（うち休憩60分、交替でとります）

但し、個々の業務の都合その他やむを得ない事情によりこれを繰り上げ又は繰り下げることがあります。

5. 営業日及び営業時間、サービス提供地域

営業日	月曜日から土曜日 ※12月30日～1月3日の期間は年末年始休業とします。 ※悪天候、災害、感染症拡大その他の理由により、施設運営が困難な場合や安全にサービスを提供することが困難な場合は、休業とさせていただきます。
営業時間	8:00～18:00
サービス提供地域	横浜市泉区の一部、戸塚区の一部

## 6. 提供するサービス内容

日常生活介護	日常生活において必要な介護サービスを提供します。
健康状態の確認	健康状態の確認を行います。
機能訓練	体操やリハビリ等、利用者の状態および個別機能訓練計画書（運動器機能向上訓練計画書）に沿った身体運動をおこないます。
レクリエーション	音楽、ゲーム、脳トレ等、趣味・嗜好を凝らした各種レクリエーションを行います。
入浴	入浴介助サービスを行います。 利用者に傷病や感染症疾患の疑いがあるとき・体調不良により入浴が適当ではないと事業所（看護職員等）が判断した場合には入浴を中止することがあります。
食事（昼食とおやつ）	管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。 昼食 11：30 おやつ 15：00 前後
口腔ケア	口腔機能の低下予防、口腔機能の向上を目的として、食前の口腔体操、食後の歯磨き指導・実施、口腔機能に関する情報提供、嚥下機能に関する訓練の指導・実施等をおこないます。
送迎	車両による送迎サービスを行います。
生活相談	利用者の生活、今後の対応、家族の要望等を含め、相談に応じます。
その他	その他、ケアプランに基づいた必要な介護サービスを提供します。

## 7. 利用料

### ◆利用者負担額

通所介護費（1回につき）		単位数	利用者負担額 （円1割負担）	利用者負担額 （円2割負担）	利用者負担額 （円3割負担）	説明等
基本額	要介護1	658	706	1,411	2,116	
	要介護2	777	833	1,666	2,499	
	要介護3	900	965	1,930	2,895	
	要介護4	1,023	1,097	2,194	3,290	
	要介護5	1,148	1,231	2,462	3,692	
加算額	入浴介助加算（I）	40	43	86	129	1日につき
	個別機能訓練加算（I）イ	56	60	120	180	1日につき
	口腔機能向上加算（I）	150	161	322	483	1回につき （月2回程度）
	科学的介護推進体制加算	40	43	86	129	1月につき
	サービス提供体制強化加算（I）	22	24	47	71	1回につき
	送迎を行わない場合の減算	-47	-51	-101	-151	片道につき
	介護職員等処遇改善加算（Iロ）※	介護報酬総単位数（基本額+各種加算減算）×12.0%×10.72円				

横浜市通所介護相当サービス費 (1月につき)		単位数	利用者負担額 (円1割負担)	利用者負担額 (円2割負担)	利用者負担額 (円3割負担)	説明等
定額	通所型独自サービス11	1,798	1,928	3,855	5,783	要支援1 (週1回程度)
	通所型独自サービス/212	1,798	1,928	7,764	5,783	要支援2 (週1回程度)
	通所型独自サービス12	3,621	3,882	7,350	11,646	要支援2 (週2回程度)
加算額	サービス提供体制加算(I)	88	95	189	283	要支援1 (週1回程度)
	サービス提供体制加算(I)	176	189	378	566	要支援2 (週2回程度)
	科学的介護推進体制加算	40	43	86	129	1月につき
	送迎を行わない場合の減算	-47	-51	-101	-151	片道につき
	介護職員等処遇改善加算 (Iロ)※	介護報酬総単位数(基本額+各種加算減算)×12.0%×10.72円				

※ 介護職員等処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))

\* 利用者負担額(1割・2割または3割)の算出方法

単位数×10.72円＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×0.9, 0.8又は0.7(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

\* 利用者負担額欄は、各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1か月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

## 8. 利用料等のお支払い

### (1) 口座引落

毎月、10日以降に「7 利用料」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料金等を利用料明細書により請求し、同月27日(金融機関が休日の際は翌営業日)にご指定口座よりお引落としさせていただきます。なお、金融機関等手続の都合にて初回お引落とし時に間に合わない場合は、翌月に合算してお引落としさせていただきますのでご了承ください。

金融機関口座からの自動引き落とし(翌月 27日)

浜銀ファイナンス

### (2) その他の支払い方法

口座引落以外の方法による利用料等の支払いを希望される場合は、施設までお問合せください。

## 9. 緊急時の対応

事業所はサービス提供に際して、利用者に急変、体調不良、その他事故等がみられた場合には、利用者本人、家族、他介護サービス事業所(ケアマネージャー等)等への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

緊急時に連絡可能な連絡先をあらかじめ事業所にお伝えください。尚、連絡先に変更があった場合には、速やかに事業所までお知らせください。

## 10. 苦情等相談窓口

### (1) 当事業所における苦情等の受付

サービスに関する利用者及びその家族からの苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口担当者	事務長 高野 保
苦情解決責任者	施設長 平野 貴之
ご利用時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30
電話番号	045-813-0008
FAX	045-813-7425
ご意見箱の設置	1階フロアに設置しています

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

横浜市泉区 高齢・障害支援課	所在地 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 電話番号 045-800-2436 (要介護認定・サービス利用に関すること) FAX 045-800-2513 受付時間 月曜日～金曜日 8：45～17：00
横浜市戸塚区 高齢・障害支援課	所在地 横浜市戸塚区戸塚町16-17 電話番号 045-866-8452 (要介護認定・サービス利用に関すること) FAX 045-881-1755 受付時間 月曜日～金曜日 8：45～17：00
はまふくコール (横浜市高齢者施設等苦情相談等 受付窓口運営事業) 横浜市健康福祉局高齢福祉課	所在地 横浜市中区本町6-50-10 電話番号 045-263-8084 FAX 045-641-6408 受付時間 月曜日から金曜日 9：00～17：00
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	所在地 横浜市西区楠木町27-1 電話番号 045-329-3447 FAX 0570-022110 (苦情専用) 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会 (神奈川県社会福祉センター内)	所在地 横浜市神奈川区反町3-17-2 電話番号 045-311-8861 (相談専用) FAX 045-312-6302 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00

○地域包括支援センター

横浜市岡津地域ケアプラザ	電話番号 045-812-0685
横浜市新橋地域ケアプラザ	電話番号 045-813-3877
横浜市踊場地域ケアプラザ	電話番号 045-801-2920
横浜市いずみ野地域ケアプラザ	電話番号 045-800-0322
横浜市上矢部地域ケアプラザ	電話番号 045-811-2442

(3) 第三者委員

一柳博行	045-392-5170 (福祉部)
岩波美佐子	045-392-5170 (福祉部)

11. 非常災害時の対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

12. 秘密の保持及び個人情報の保護

施設と職員は、業務上知り得た利用者もしくはその個人情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、下記につきましては利用者及び代理人の同意を得て、個人情報を使用するものとします。

- (1) サービス提供困難時の事業間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村の通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合

13. 事故発生防止について

- (1) 安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。
- (2) ①通所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、通所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。  
②事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。  
③通所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

14. 身体拘束その他行動制限の禁止

施設は利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他方法により行動を制限しません。

### 15. 施設利用にあたっての留意事項

迷惑行為等	施設内では次に挙げるような行為はしないでください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと</li> <li>・ 施設の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること</li> <li>・ 指定した場所以外で火気を用いること</li> <li>・ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと</li> <li>・ 騒音等他の利用者の迷惑になる行為</li> <li>・ 利用者同士の物品売買や贈答行為</li> <li>・ 事業所及び職員・他利用者に対するハラスメント行為と認められるもの</li> <li>・ 施設内での喫煙</li> </ul>
所持金品の管理	所持金品（携帯電話）等は、自己の責任で管理してください。
貴重品・食べ物の持ち込み	施設内には次に挙げる物の持ち込みはご遠慮ください。 尚、心身の状態等から必要と思われる場合はご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重品（金銭、装飾品、腕時計 等）</li> <li>・ 食べ物（飴等の菓子類、ジュース等の飲料類）</li> </ul>
宗教活動・政治活動	他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
動物持ち込み	施設内へのペットの持ち込みはお断りいたします。
長期間利用がない場合	医療機関への入院、他介護施設への短期入所等の理由により、3か月以上利用がない場合は、以降の登録・利用についてご相談させていただきます。 いったん利用取消となった場合でも、再度利用申し込みをしていただき、手続き完了後に利用再開することは可能です。
その他	事業所内での物品販売は行っていません。 事業所内での医療診察は行っていません。

### 16. 運営規程に定められたその他の費用

昼食代（日額）	900円	
おやつ代（日額）	100円	
美容ヘアカット代	1,800円	
パンツ（リハビリパンツ・パット等）代	現物返却	
キャンセル料	無料	
教養娯楽費（レクリエーション費等）	不要	
通常の事業の実施地域を超えた所の交通費	不要	5. サービス提供地域による

当事業者は、サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書に基づいて、恒春ノ郷デイサービスセンター事業の重要事項について文書を交付し、説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 神奈川県横浜市泉区西が岡1-30-1  
事業者（法人）名 社会福祉法人 親善福祉協会  
事業所名 恒春ノ郷デイサービスセンター  
（事業所番号） 第1473600128号  
代表者名

管理者 **平野 貴之** 印

説明者 職 名  
氏 名

印

私は、重要事項説明書に基づいて、恒春ノ郷デイサービスセンターの重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

また、適切な介護保険サービスを利用するために、市町村、居宅介護支援事業者等への必要な情報提供、あるいは医療機関等への療養情報等個人情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
(ご家族等)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印